

ダイトロン株式会社定款

2020年3月30日

ダイトロン株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はダイトロン株式会社と称し、英文では
Daitron Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社の目的は次の通りである。

1. 以下に掲げる各項目、またはこれらに関する原材料・部品・機器・装置等の
設計、製造、販売、保守サービス、輸出入
 - (1) エレクトロニクス関連製品
 - (2) 電子・電機・産業機械等に関する製造装置
 - (3) 各種電源装置
 - (4) 情報処理装置・通信装置等
 - (5) 自動車・車両・船舶・航空機等
 - (6) 医療機器・医療用具等
 - (7) 化学工業品・化学薬品等
2. 前各号の中古品の売買業
3. 電気工事業および機械器具設置工事業
4. 労働者派遣業
5. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社の本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその

他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規定)

第 12 条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役の員数は、8 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知、招集権者および議長)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
3. 会長は、取締役会を招集し、その議長となる。会長をおかないとき、もしくは

は会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役のうちから、会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規定)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載して、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度

額は法令に定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役の員数は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規定)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役会議事録)

第 38 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載して、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。